

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合
ワーキングチーム（関係府省庁等ヒアリング） 議事要旨

1. 日 時 令和6年9月12日（木）16:30～17:00

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

豊嶋 太朗 国土交通省住宅局建築指導課課長

(2) ワーキングチームメンバー

永富 直樹 山口県総合企画部長

（代理 デジタル推進局 田中局長）

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

深澤 文仁 秋田県美郷町企画財政課長

浦上 哲朗 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

折田 裕幸 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

若月 一泰 デジタル庁統括官付参事官

向井 ちほみ デジタル庁統括官付参事官付企画官

志賀 真幸 総務省自治行政局地域情報化企画室長 併任 地域 DX 推進室長

（代理 地域 DX 推進室 服部補佐）

4. 議事概要

<建築確認のデジタル化について別紙資料に基づき、国土交通省より説明>

<事前に送付した質問事項について、国土交通省より説明。>

※「→」はワーキングチームメンバー発言

①建築計画概要書等の閲覧請求に関し、各特定行政庁における業務の実態（頻度、量、事務の態様等）をご教示ください。

- ・ 特定行政庁の業務の実態を定量的に把握しているわけではないが、建築確認の時に建築計画概要書を受領し、保管し、閲覧できるような管理を紙のファイルで行っているのではないかな。また、閲覧希望者の受付のために人員を割いているとも聞いている。

→当自治体の建築確認件数は、県の所管エリアで年間800件～1000件、市の所管エリアで年間5000件～6000件となっている。閲覧は、当自治体で年間200件程度。1日に1件あるかないかで件数としては少ないが、オンライン化すると閲覧件数は増加するのではないかと考えている。

②地方自治体における、建築計画概要書等の閲覧システムには、オンライン上で閲覧可能なものや庁舎内の専用端末で閲覧可能なものなどがあると承知しています。システムの種類や各システムの導入状況を把握されているでしょうか。把握されている場合は導入状況をご教示ください。

- ・ いくつかの自治体において、ご指摘のとおりの実態があることは認識しているが、データ

としては持ち合わせていない。

③既存の建築計画概要書等の閲覧システムのうちオンライン上で閲覧可能なものを導入することによる効果をどの程度、見込まれていますか。

- ・ 特定行政庁の職員の事務負担軽減になると考える。

④建築計画概要書等の閲覧システムの共通化を進める上で、どのような方式が考えられますか。

- ・ 現在、令和7年4月の運用開始を目指して、ICBA（建築行政情報センター）が建築確認に関する電子申請受付システムを整備している。このシステムを機能拡張し、建築計画概要書等の閲覧機能をつけることが考えられるのではないかと。

→ 既存システムとの連携をどう考えているか。

- ・ 民間の指定機関等は電子化が進んでおり、それなりの投資をしているので、今回運用する電子申請受付システムに義務的に移行してほしいとは思っていない。ただし、建築確認手続のうち、消防同意については、それぞれがシステムを作ると、消防機関がそれぞれ接続しなければいけなくなるので非効率である。電子申請受付システムを独自で運用している機関は、本システムの消防同意の機能を使ってもらうことを想定している。

→ 申請者サイドの事業者から、電子申請受付システムを統一してほしいという要望はあるか。

- ・ そこまで統一してほしいという要望を受けたことはない。確認申請で提出する書類は決まっており、このシステムは、大量の添付書類を紙ではなくクラウドにうまくアップロードして、それを閲覧する形なので、それがスムーズにできればよく、UIまで統一しなくてもよいのではないかと。

⑤建築計画概要書等の閲覧システムの共通化を進める上で、どのような課題が考えられますか。

- ・ システム構築に必要な予算を、きちんと確保することが当面の課題である。
- ・ システム開発ベンダーを確保するのが難しい状況になっているので、その確保も重要である。
- ・ 建築計画概要書には、建築主の名前や住所が書いてある場合があり、閲覧にあたっては、個人情報のマスキングや閲覧件数の制限等を行っているところもある。概要書そのものの意義を改めて検討することも大事だと考えている。
- ・ 建築計画概要書の閲覧は、建築確認の事務において多くの書類が飛び交う手続の中の一部であり、我々としては、それよりももっと広く、建築確認手続のデジタル化に取り組んでいる。建築確認の仕組み全体のデジタル化の取り組みの中で、この提案についてどうその対応をするのか議論させていただきたい。

→ 閲覧そのものの事務よりも、建築確認事務全体の書類の管理が課題であり、本日国土交通省から説明のあったように、全体のデジタル化が重要である。

→ 共通化の対象を閲覧に絞るのはどうか。国土交通省の取組もうとしていることは、まさに

共通化の取組みと言ってもいいので、その中の1つとして、閲覧の関係も検討してほしい、
といういい方になるか。いずれにしても調整をさせてほしい。

以上